

熊本県スキー連盟教育部 規約

(名 称)

第1条 この部は、熊本県スキー連盟教育部（以下「教育部」という。）と称する。

(目 的)

第2条 教育部は、スキー界及び熊本県スキー連盟の普及発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 教育部は、前条の目的を達成するため、熊本県スキー連盟指導委員会（以下、指導委員会）と連携して以下の事業を実施する。

(1) 各種検定会・講習会事業

(2) 全日本スキー連盟主管の各種大会・選考会への参加希望者及びSAJ技術員等の推薦

(3) その他、教育部の円滑な運営に必要な事業

2 各事業の実施に際しては、教育部及び指導委員会の所属員が分担して円滑な運営を図るものとする。

3 教育部及び指導委員会との事務分担等については、別に定めるものとする。

(経 費)

第4条 教育部の事業及び運営に係る経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 各種受験料（公認料含む）・講習会参加料・派遣講師料・各種大会参加料

(2) 熊本県スキー連盟主管の指導者研修会参加費

(3) 各種団体からの補助金・助成金・寄附金及びその他の収入

(事業計画並びに予算・決算)

第5条 教育部の事業計画並びに予算は、理事会の承認を得るものとし、収支決算は、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(部 員)

第6条 教育部には、次の部員を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 若干名

2 部長は、役員改選時の理事会において承認を得るものとする。

3 副部長は、部長が指名することができる。

(部員の任務)

第7条 部長は、教育部を代表し、会務を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(部員の任期)

第8条 役員の任期は、熊本県スキー連盟規約に定める任期とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、補充することができる。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全日本スキー連盟主管事業等への推薦基準)

第9条 全日本スキー・スノーボード技術選手権大会、ナショナルデモンストレーター・SAJデモンストレーター選考会及びその予選会等への推薦基準は教育部内規に定める。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、教育部の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年3月31日から施行する。

- 1 この規約の全部を改正し、平成26年6月25日から施行する。
- 1 この規約の改正は令和5年12月1日から施行する。